

電子データの送信による書類の提出等に関する要領

大阪市中心卸売市場業務条例（以下「条例」という。）及び同施行規則（以下「規則」という。）の規定に基づく各種届出、報告、申請、提出等について、電子データを送信する方法により行う場合については、次のとおりとする。

第1条 次の要綱及び要領に定める様式及び添付書類の提出は、電子データを送信する方法により行うことができる。

- (1) 卸売業者の許可等に関する要綱
- (2) せり人の登録に関する事務取扱要領
- (3) 卸売業者の行う卸売の代行の承認に関する事務取扱要領
- (4) 仲卸業務の認定等に関する事務取扱要領
- (5) 売買参加者の認定に関する事務取扱要領
- (6) 東部市場近郷野菜売買参加者の認定に関する事務取扱要領
- (7) 関連事業者の承認に関する事務取扱要領
- (8) 卸売業者の取引結果等の報告に関する要領（第1条及び第3条第1項を除く。）
- (9) 仲卸業者の卸売業者以外の者からの買入れ報告に関する要領
- (10) 青果部卸売業者の奨励金の報告に関する要領
- (11) 水産物部卸売業者の奨励金の報告に関する要領
- (12) 卸売代金の変更に関する事務取扱要領
- (13) 青果部卸売業務の品質管理の方法に関する要綱
- (14) 水産物部卸売業務の品質管理の方法に関する要綱
- (15) 加工食料品部卸売業務の品質管理の方法に関する要綱
- (16) 施設の使用許可に関する要綱

第2条 前条の規定に関わらず、次の書類については、電子データを送信する方法による提出はできないものとする。

- (1) 登記事項証明書
- (2) 戸籍抄本又はこれに代わる書類
- (3) 住民票の写し
- (4) 納税証明書
- (5) 預金残高証明書

附 則

この要領は、令和3年8月1日から実施する。